

警察署協議会議事録

協議会名	令和7年第3回宮城県佐沼警察署協議会
開催日時	令和7年10月20日（月）午後4時30分から 午後5時00分まで
開催場所	宮城県佐沼警察署会議室
出席者等	<p>1 協議会委員（6名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～佐竹会長、佐々木副会長、伊藤委員、千葉委員、進藤委員、及川委員 ・ 欠席委員～なし <p>2 警察署側（8名）</p> <p>署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、刑事課長、交通課長、警務主任</p>
議事概要	別紙記載のとおり。
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

議事概要	<p>1 報告事項等</p> <p>(1) 特殊詐欺対策の推進状況について【生安課長】</p> <p>生活安全課長から、特殊詐欺等の被害状況、犯罪抑止活動の推進状況等について説明がなされた。</p> <p>佐竹会長 不審電話の発信元は特定できないのか。</p> <p>生活安全課長 海外のサーバーを経由しているため、困難であるのが現状である。</p> <p>及川委員 祖母が何度か不審電話に出てしまった。国際電話を止められると初めて知ったので、自分の顧客から実施していこうと思った。</p> <p>進藤委員 必ず留守番電話設定にするようにしている。小さいことから気を付けていこうと改めて思った。</p> <p>千葉委員 最近、電話が使えなくなるといった不審電話がきた。住所など聞かれる可能性があるため、丁重に断るようしている。</p> <p>伊藤委員 いろんなところから電話がくる。国際電話を止める手続きが簡単にできるとのことでやってみようと思う。</p> <p>佐々木副会長 米山地区だけでなく、他の地区にも広報してほしい。高齢者全員がブースに行ける訳ではないので、このような高齢者をどのように守るか、自宅を巡回した時に一声掛けてもらえると助かる。</p> <p>佐竹会長 携帯電話にいろんな電話が掛かってくる。携帯の機能的に難しいとは思うが、被害に遭わないためによく考えていかなければならないと思う。</p> <p>(2) 自転車の交通違反について</p> <p>交通課長より、自転車による交通事故・違反の状況や自転車対策の推進状況、自転車への交通反則通告制度の導入について説明がなされた。</p> <p>佐竹会長 酒酔い運転の違反金はいくらなのか。</p> <p>交通課長 酒酔い運転は、赤切符で処理し、車と同様酒酔い運転ならば100万円以下の罰金、酒気帯び運転ならば50万円以下の罰金が科せられる。</p> <p>佐竹会長 自転車保険とはどのようなものか。</p> <p>交通課長 自己と相手の怪我を保障することができる。</p>
------	---

進藤委員 携帯電話を使用しながら自転車を運転する人をよく見かける。私は自転車に乗らないが、見かけたら注意できるように心掛けようと思う。

千葉委員 中学生については、違反をしても指導のみなのか。

交通課長 警告書を交付して、口頭指導を実施する。

伊藤委員 よく家の前を小学生が自転車で通過するが、みんなヘルメットを着用している。子供達同士でじゃれ合いながら自転車を運転している者がいるので、今後は注意していこうと思う。

佐々木副会長 ヘルメット着用が努力義務となっているが、正式に義務化はされないので。

交通課長 青切符制度が先に始まったため、今後義務化される可能性はある。

2 次回開催について

次回警察署協議会については、事務局と調整の上、連絡する。